

税の申告に納付済額はがきをご利用ください

1月末に、令和2年中に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料について、納税義務者(被保険者)へ年間納付済額をはがきでお知らせします。

右記保険税(料)の納付額は、確定申告および住民税申告の際に社会保険料控除の対象となりますので、はがきは申告時まで大切に保管してください。

- 国民健康保険税
- 市税務課 市民税係・管理係
- 後期高齢者医療保険料
- 市医療保険課 福祉医療係
- 介護保険料
- 市介護保険課 保険給付係

償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく

商店・工場・農業・不動産業などを営んでいる方は、償却資産(固定資産税)の申告が必要な場合があります。令和3年1月1日時点で市内に対象となる資産を所有している場合は、1月末までに申告をお願いします。申告書がない場合は、送付しますので問い合わせください。

▼対象となる資産

- ・事業に用いることができる構築物、機械、器具および備品など
- ・個人が売電や事業を目的に設置した太陽光発電設備や共同住宅の外構など



☎ (市)税務課 資産税係

1月4日からコンビニ交付サービスを拡充

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアのマルチコピー機で戸籍証明書(戸籍謄本など)や所得証明書なども取得できるようになります。

また、証明書発行手数料はいずれも窓口交付より150円安くなります。

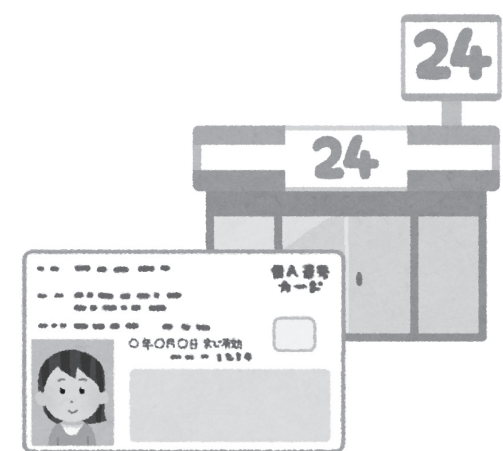
▼利用できる店舗

全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート

マイナンバーカードを取得し、便利なコンビニ交付サービスを利用してください。

マイナンバーカードは市役所3階市民課、吉川支所市民生活課の窓口で申請をサポートしています。

- (市)市民課 市民係
- (市)税務課 管理係



4月1日からスマートフォン決済などを導入

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、公金支払いにスマートフォン決済などを導入します。アプリから納付書のバーコードを読み取って手続きしてください。金融機関やコンビニエンスストアに行かなくても、いつでも支払いができます。

市税・国民健康保険税

- 対象
市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
- 対象の決済方法

- 〔表〕
- ・スマートフォンアプリ(手数料負担なし)
PayB、LINE Pay、楽天銀行アプリ、Pay Pay、銀行Pay、au Pay
 - ・クレジットカード
VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club
 - ・インターネットバンキング

▼支払上限額

納付書1枚当たり30万円
(au Payは上限25万円)

上下水道料金

- 対象の決済方法
・スマートフォンアプリ
対象アプリは上記の〔表〕のとおり
- 支払上限額

納付書1枚当たり30万円
(LINE Payは5万円未満、au Payは上限25万円)

詳しくは、ホームページで確認してください。



▲市税・国民健康保険税はこちら



▲上下水道料金はこちら

☎ 市税・国民健康保険税

- (市)税務課 管理係
 - 上下水道料金
 - (市)水道お客様センター
- ☎ 82-2010

書き損じハガキ回収キャンペーンにご協力を

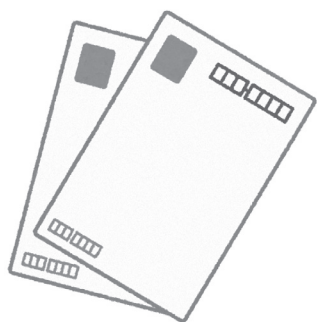
「書き損じハガキ」がありましたら、左記の場所に設置している「書き損じハガキ回収箱」に入れてください。回収したハガキは三木市ユネスコ協会が換金して、アジアの国々の学校や子ども達の教育環境充実のために役立てられます。ご協力をお願いします。

▼回収期間

1月6日(水)～2月27日(土)

▼回収場所

- 市立幼稚園・認定こども園、小・中・特別支援学校、市内高等学校4校、各市立公民館、市内郵便局、市役所3階フロムナード
- (市)生涯学習課 公民館運営係



広告



明光印刷株式会社

本社
兵庫県明石市二見町南二見17-14
TEL.078-944-0086
FAX.078-942-3099
E-mail: meiko@meiko-p.co.jp

印刷物全般から
商品開発・販売・広告まで。
あらゆるプロモーションを
総合プロデュース。

〔営業品目〕
マニュアル/カタログ/パンフレット/会社案内
カレンダー/ポップ/名簿/その他印刷物全般

70年の信頼と実績